様式第二十号を次のように改める。

様式第二十号

（表）

家畜改良増殖法第二十五条第一項の規定により

立入検査等をする職員の身分証明書

家畜人工授精師、獣医師若しくは家畜商の免許証、家畜人工授精師、獣医師若しくは家畜商の免許の取消しの処分若しくは業務の停止の処分の記録簿、獣医師の診療簿、家畜の伝染性疾病の発生若しくはまん延の防止のための措置の記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第一項において同じ。）を作成又は保存がされ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り家畜の精液、家畜受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。	十　第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
2　種畜検査員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。	一　九　（略）
3　第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	第三十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。